

新旧対照表

○建築士及び建築士事務所に係る処分要綱

新	旧
<p>第1章 総則 (趣旨) 第1～2条 略 第2章 処分 (処分等の基本方針) 第3条 略 第4条 略 2～3 略 4 過去に処分等の履歴のある者に対する処分等の内容は、前各項により今回相当とされる処分等のランクに、表4の区分に従ってランクを加重した上で、決定するものとする。<u>ただし、過去と今回の懲戒事由がいずれも表1「定期講習受講義務違反」である場合は、この限りでない。</u> 5～7 略 (建築士事務所に対する処分) 第5条 略 第3章 処分後の処置 (関係機関への通知) 第6～7条 略 附 則 (施行期日) 1 この要綱は平成13年4月1日より施行する。 (建築士及び建築士事務所に係る指導監督要綱の廃止) 2 建築士及び建築士事務所に係る指導監督要綱(昭和59年12月15日施行)は、廃止する。 3 この要綱の施行の際建築士及び建築士事務所に係る指導監督要綱に基づきなされた懲戒処分等については、なお従前の例による。 附 則 (施行期日)</p>	<p>第1章 総則 (趣旨) 第1～2条 略 第2章 処分 (処分等の基本方針) 第3条 略 第4条 略 2～3 略 4 過去に処分等の履歴のある者に対する処分等の内容は、前各項により今回相当とされる処分等のランクに、表4の区分に従ってランクを加重した上で、決定するものとする。 5～7 略 (建築士事務所に対する処分) 第5条 略 第3章 処分後の処置 (関係機関への通知) 第6～7条 略 附 則 (施行期日) 1 この要綱は平成13年4月1日より施行する。 (建築士及び建築士事務所に係る指導監督要綱の廃止) 2 建築士及び建築士事務所に係る指導監督要綱(昭和59年12月15日施行)は、廃止する。 3 この要綱の施行の際建築士及び建築士事務所に係る指導監督要綱に基づきなされた懲戒処分等については、なお従前の例による。 附 則 (施行期日)</p>

新	旧
<p>1 この要綱は平成19年6月20日より施行する。 附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は平成20年11月28日より施行する。 附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は平成27年6月25日より施行する。 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この要綱は平成 年 月 日より施行する。</u></p>	<p>1 この要綱は平成19年6月20日より施行する。 附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は平成20年11月28日より施行する。 附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は平成27年6月25日より施行する。 <u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この要綱の施行日前にした行為について処分等を行う場合は、なお従前の例による。</u></p>

新

表 1

ランク表

懲戒根拠	懲戒事由	関係条文	ランク
建築関係法令違反 (建築士法第10条第1項第一号)	建築士法違反	・ 業務停止処分違反	16
		・ 建築士報告、検査義務違反	4
		・ 指定登録機関、指定試験機関又は指定事務所登録機関の秘密保持義務違反 (指定登録機関等の役職員等として)	4
		・ 登録講習機関の地位の承継の届け出義務違反 (地位を承継した者として)	4
		・ 試験委員の不正行為	4
		・ 違反設計 (建築物の倒壊・破損、人の生命・身体への危害の発生に繋がる恐れのある技術基準規定違反の設計等)	9~15
		・ (上記以外の違反設計)	6
		・ 工事監理不履行・工事監理不十分	6
		・ 無断設計変更	4
		・ 建築士免許証等の不提示	4
		・ 設計図書の記名押印不履行	4
		・ 安全性確認証明書交付義務違反	6
		・ 工事監理報告書の未提出・不十分記載等	4
		・ 建築設備士の意見明示義務違反	4
		・ 名義借り	6
	・ 名義貸し	6	
	・ 違反行為の指示等	6	
	・ 信用失墜行為	4	
	・ 定期講習受講義務違反	1	
	・ <u>①定期講習受講義務違反</u>	2	
	・ <u>②①による処分等を受けても、なお受講しない場合</u>	5	
・ <u>③②による処分等を受けても、なお受講しないなど悪質性が高い場合</u>	4		
・ 契約締結時の書面の交付義務違反	4		

旧

ランク表

懲戒根拠	懲戒事由	関係条文	ランク
建築関係法令違反 (建築士法第10条第1項第一号)	建築士法違反	・ 業務停止処分違反	16
		・ 建築士報告、検査義務違反	4
		・ 指定登録機関、指定試験機関又は指定事務所登録機関の秘密保持義務違反 (指定登録機関等の役職員等として)	4
		・ 登録講習機関の地位の承継の届け出義務違反 (地位を承継した者として)	4
		・ 試験委員の不正行為	4
		・ 違反設計 (建築物の倒壊・破損、人の生命・身体への危害の発生に繋がる恐れのある技術基準規定違反の設計等)	9~15
		・ (上記以外の違反設計)	6
		・ 工事監理不履行・工事監理不十分	6
		・ 無断設計変更	4
		・ 建築士免許証等の不提示	4
		・ 設計図書の記名押印不履行	4
		・ 安全性確認証明書交付義務違反	6
		・ 工事監理報告書の未提出・不十分記載等	4
		・ 建築設備士の意見明示義務違反	4
		・ 名義借り	6
・ 名義貸し	6		
・ 違反行為の指示等	6		
・ 信用失墜行為	4		
・ <u>定期講習受講義務違反</u>	2		
・ 契約締結時の書面の交付義務違反	4		
・ 設計等の業務に関する報告書未提出	4		
・ 無登録業務	4		
・ 虚偽、不正事務所登録	4		
・ 事務所変更届懈怠、虚偽報告	4		
・ 管理建築士不設置	4		

新				旧						
		・ 設計等の業務に関する報告書未提出	2 3 の 6	4			・ 管理建築士事務所管理不履行	2 4 ③④	4	
		・ 無登録業務	2 3, 2 3 の 1 0	4			・ 再委託の制限	2 4 の 3	4	
		・ 虚偽、不正事務所登録	2 3 の 2	4			・ 事務所の帳簿不作成、不保存	2 4 の 4	4	
		・ 事務所変更届懈怠、虚偽報告	2 3 の 5 ①②	4			・ 事務所標識非揭示	2 4 の 5	4	
		・ 管理建築士不設置	2 4 ①②	4			・ 業務実績等の書類の備置き、閲覧義務違反、虚偽記載	2 4 の 6	4	
		・ 管理建築士事務所管理不履行	2 4 ③④	4			・ 重要事項説明義務違反	2 4 の 7 ①	4	
		・ 再委託の制限	2 4 の 3	4			・ 重要事項説明時の建築士免許等の不提示	2 4 の 7 ②	4	
		・ 事務所の帳簿不作成、不保存	2 4 の 4	4			・ 業務委託等の書面の交付義務違反	2 4 の 8 ①	4	
		・ 事務所標識非揭示	2 4 の 5	4			・ 事務所閉鎖処分違反	2 6 ②	16	
		・ 業務実績等の書類の備置き、閲覧義務違反、虚偽記載	2 4 の 6	4			・ 事務所報告、検査義務違反	2 6 の 2 ①	4	
		・ 重要事項説明義務違反	2 4 の 7 ①	4			・ 建築士審査会委員の不正行為	3 2	4	
		・ 重要事項説明時の建築士免許等の不提示	2 4 の 7 ②	4			建築基準法違反	・ 設計、工事監理規定違反	5 の 6	6
		・ 業務委託等の書面の交付義務違反	2 4 の 8 ①	4				・ 無確認工事等	6, 7 の 3	6
		・ 事務所閉鎖処分違反	2 6 ②	16				・ 違反工事	各条項	6
		・ 事務所報告、検査義務違反	2 6 の 2 ①	4				・ 工事完了検査申請等悔懈怠	7, 7 の 3	4
	・ 建築士審査会委員の不正行為	3 2	4	・ 是正命令等違反	9	6				
	建築基準法違反	・ 設計、工事監理規定違反	5 の 6	6	上記以外の建築関係法令違反	・ 確認表示未揭示	8 9 ①	4		
		・ 無確認工事等	6, 7 の 3	6		・ 確認対象法令違反		3~6		
		・ 違反工事	各条項	6		懲戒根拠	懲戒事由	関係条文	ランク	
		・ 工事完了検査申請等悔懈怠	7, 7 の 3	4						
・ 是正命令等違反		9	6	不誠実行為 (建築士法第 1 0 条第 1 項第二号)		・ 虚偽の確認済証等の作成又は同行使		6		
・ 確認表示未揭示	8 9 ①	4	・ 無確認着工等容認			4				
上記以外の建築関係法令違反	・ 確認対象法令違反		3~6		・ 虚偽の確認申請等		6			
					・ 工事監理者欄等虚偽記入		6			
懲戒根拠	懲戒事由	関係条文	ランク		・ 管理建築士専任違反		4			
不誠実行為 (建築士法第 1 0 条第 1 項第二号)	・ 虚偽の確認済証等の作成又は同行使		6		・ 管理建築士への名義貸し		6			
	・ 無確認着工等容認		4		・ 重要事項説明の欠落		4			
	・ 虚偽の確認申請等		6		・ その他の不誠実行為		1~6			
	・ 工事監理者欄等虚偽記入		6	(注) 上表に具体の記載のない行為については、上表中の最も類似した行為の例によること。						
	・ 管理建築士専任違反		4							
	・ 管理建築士への名義貸し		6							
	・ 重要事項説明の欠落		4							
	・ その他の不誠実行為		1~6							

(注) 上表に具体の記載のない行為については、上表中の最も類似した行為の例によること。

新	旧
<p>備考 1～3 略</p> <p>(1) 建築士法違反 1～17 略</p> <p>18 定期講習受講義務違反 <u>① 建築士が、受講期間内に定期講習を受講しなかった場合</u> <u>② ①による処分等を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった場合</u> <u>③ ②による処分等を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講せず、長期にわたり未受講状態が継続するなど、悪質性が高い場合</u></p> <p>19～35 略</p> <p>(2) 建築基準法違反 36～41 略</p> <p>(3) 不誠実行為 42～48 略</p> <p>表2～6 略</p> <p>第1号様式の1～10号様式 略</p>	<p>備考 1～3 略</p> <p>(1) 建築士法違反 1～17 略</p> <p>18 定期講習受講義務違反 <u>建築士が、受講に係る注意を無視する、受講を拒否する等の悪質な態様で定期講習を受講しなかった場合、特段の理由もなく繰り返し一定期間内に定期講習を受講しなかった場合など、定期講習を受講しなかった場合</u></p> <p>19～35 略</p> <p>(2) 建築基準法違反 36～41 略</p> <p>(3) 不誠実行為 42～48 略</p> <p>表2～6 略</p> <p>第1号様式の1～10号様式 略</p>